和歌山県内における母子家庭等 自立支援施策の現状と課題

― 和歌山県御坊市における母子家庭等への聞き取り調査から ―

金川 めぐみ

和歌山大学経済研究所

2009年

目 次

1.	本稿の目的····································
2.	母子家庭等の自立支援施策における動向3
	(1)母子家庭における所得保障
	(2)母子家庭における就業支援策
	(3)母子及び寡婦福祉法による生活支援策7
3.	母子家庭等聞き取り調査8
	(1)目的
	(2)調査地域と調査対象・抽出方法8
	(3)実施方法
	(4)調査期間・・・・・・9
	(5)ヒアリング事項・・・・・・9
	(6)その他・・・・・・10
4.	ヒアリング調査よりみられる課題23
	(1)母子家庭の聞き取り調査より見られる課題23
	(2)父子家庭の聞き取り調査より見られる課題28
5	⇒ とめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 本稿の目的

本稿の目的は、和歌山県御坊市における母子家庭等への聞き取り調査結果から、母子家庭等自立支援施策の現状と課題について若干の考察を行うことである。

本稿の執筆に至った問題意識は、以下の2点にある。第1に、近年の社会保障・福祉分野において「自立支援」施策が注目を浴びている一方、そこにおける課題も明確になってきたこと、第2に、そのような動向にもかかわらず日本の母子家庭等における自立支援施策の現状と課題については今だ明確になっていないことにある。

第1の点についてだが、近年の社会保障分野ではとみに「自立支援」が注目されている。例えば近年、発表された文献をみても、社会保障政策と自立支援を扱う総論的なものとして菊池編〔2008〕や日本社会保障法学会編〔2007〕がまとめられている。また社会保障の個別分野においても、ホームレスでは岩田〔2000〕、麦倉・ふるさとの会編〔2006〕、山崎ほか〔2006〕、生活保護受給者の自立支援プログラムをめぐっては、東京都板橋区・首都大学東京編〔2007〕、布川編〔2006〕など、個々の社会福祉対象者における自立支援のありかたをめぐっては、多くの著作がみられる1。

このように社会保障分野における「自立支援」が注目される一方で、「自立支援」をめぐる研究動向には課題もみられる。筆者が課題と考える点は2点あり、まず自立支援の研究対象となっているのがホームレスや生活保護対象者など特定の分野に限定されており、研究対象が広がりをもっていないという点である。特に本稿で扱う母子家庭等については、後述のとおり自治体施策としてある程度の進展をみせているものの、母子家庭等の現状調査を実施し、その結果をもとに自立支援施策のあり方を研究したものは、庄司(2003)、青木編〔2003〕、中囿〔2006〕などが散見されるのみである²。

次に課題点と考えるのは、自立支援のあり方について踏み込んだ評価や分析が十分でないという点である。自立支援は、長沼〔2007、99頁〕によれば「従来の社会保障給付が給付を行った時点で完結しているのに対し、自立支援はその給付自体が終着駅でなく、対象者の行動を変えることが想定され、あるいは目指されている」点が特徴だとされる。自立支援施策はそのような意味において、従来の社会保障給付のありかたや価値観を根本から変革させる可能性をもつ一方、そのような自立支援の特性ゆえに、自立支援給付に対し求

¹ 学会動向としても、日本社会福祉学会ではしばしば自立が重要テーマとしてとりあげられている。また日本社会保障法学会でも平成18年度に「社会保障と自立」をテーマにシンポジウムを 実施している。社会政策学会でも平成14年度に「現代日本の失業」、平成17年度に「社会政策に おける福祉と就労」と題し、就労支援の観点から自立をとりあげている。

² ただし青木編〔2003〕と中囿〔2006〕は生活保護受給母子世帯を調査対象としたものである。 なお、母子家庭の支援策などを制度論から検討した先行研究にはある程度の蓄積がある。例え ば母子家庭の就業支援策を扱ったものとして、日本労働研究機構〔2003〕、財団法人家計経済研 究所編〔1999〕、藤原〔2003〕、丹波〔2004〕、湯澤〔2005〕など。

められた成果をあげることのできない対象者が給付から排除されている点も指摘される³。 だが社会福祉分野において、そのような意味での自立支援施策のあり方を導入することの 意味や、その現状と課題ましては「自立」概念そのものがより具体的に十分に議論しつく されているとは言いづらい⁴。

なお筆者が今回取り上げる母子家庭等の自立支援は、先述のとおり先行研究も少ない。 だが母子家庭等の支援については、近年の社会福祉の動向に漏れず、明らかに自立支援施 策の潮流に飲み込まれている。例えば平成18年からは、政令指定都市・中核市および都道 府県が、ハローワークと連携し積極的に「母子家庭等自立支援プログラム」を実施してい る5。行政の展開に研究が追いついていない状況ともとれる。

本稿の問題意識の第2についてだが、これは「自立支援」の研究動向が、自立支援の現 状や課題を横断的な視点から検証したものになっていないことにある。特に母子家庭の自 立支援施策は、全国的な動向を検証したものにとどまっており、各自治体の自立支援施策 を具体的に検討したものは数えるほどである。このような類の自立支援施策は、自治体を とりまく経済状況や社会資源の有無に影響され実施されているため手法や成果が多様であ り、おのおのの地域の個性や課題が浮き彫りにされるはずである。そのような点を学術的 観点から詳細に検討し課題点を抽出することは、母子家庭に対する自立支援給付をより横 断的・総合的な視点から検討を加えるものとなろう。

このような問題意識にたち、本稿では以下の内容について検討していく。まず 2. で現 状の母子家庭等の自立支援施策における動向について概観し、 3. において御坊市におい て実施した母子家庭への聞き取り調査の内容を紹介する。さらに 4. において聞き取り調 査でみられる課題を取り上げ、小規模市町村における母子自立支援施策の現状と課題を明 らかにしていく。

なお母子家庭の自立支援という点を問題にするならば、厚生労働省が推奨している児童 扶養手当受給者のための「母子家庭自立支援プログラム」の効果検証に踏み込むべきであ るが、他府県と異なり和歌山県内での母子家庭自立支援プログラムの実施は始まったばか りであり、その効果検証まで踏み込む時期にはない。そのため、本稿では母子家庭自立支 援プログラムの内容については具体的には扱わない。和歌山県内および他府県地域の母子 家庭自立支援プログラムの現状把握と分析については、稿を改めて紹介したいと思う。

³ この点については枚挙にいとまがないが、例えば堅田・山森〔2006〕、金川〔2008〕を参照。

⁴ 社会保障法分野における自立概念を検討したものとして、菊池〔2000〕がある。また自立能力をめぐる動向については、センの潜在能力の理論を援用して論じたものが多い。例えば秋元〔2006〕、後藤〔2006〕など。

⁵ 策定件数は2006年(4月から12月)は2,171件、のべ就職件数は1,006件(厚生労働省雇用均等・児 章家庭局調べ)である。

2. 母子家庭等の自立支援施策における動向

日本の母子寡婦福祉政策および近年の母子家庭への自立支援の政策動向について、その概略を説明しておく。

日本の母子寡婦福祉対策は、1952年の戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史をもつ。 現在の母子福祉対策は、(1)母子家庭における所得保障、(2)母子家庭における就業支援策、 (3)母子及び寡婦福祉法による生活支援策の3点から成るといえる。

(1)母子家庭における所得保障

①遺族基礎年金

そもそも母子家庭における所得保障は、1959年の国民年金法における死別母子世帯のための母子年金および母子寡婦福祉年金から始まる(施行は1961年)。母子福祉年金と母子寡婦福祉年金は、1985年の国民年金法改正の際に、遺族基礎年金となり今に至っている。

遺族基礎年金は年額792,100円、第1子・第2子につき年額227,900円、第3子以降1人につき年額75,900円である(2009年度)。受給者数は、表1のとおりである。2006年度は129,555名であり漸減の傾向にある。

 年度
 2002
 2003
 2004
 2005
 2006

 受給者数
 143,833
 141,911
 139,133
 134,096
 129,555

表 1 遺族基礎年金受給者数

注)年度末現在

出所)『保険と年金の動向』2008、330頁

②児童扶養手当

母子年金・母子寡婦福祉年金は、死別母子世帯のための所得保障であったため、1961年には、生別母子世帯に対する児童扶養手当制度が制定された(施行は1962年)。本法は父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給して児童福祉の増進を図ることを目的としている(児童扶養手当法1条)。

支給対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満であり政令で定める程度の障害の状態にある者である。手当額は子ども1人の場合、全部支給で月額41,720円、一部支給の場合は所得に応じ月額41,710円~9,850円の10円きざみの額となる(2009年現在)6。

⁶ 所得制限は、1998年の改正で一部支給の限度額を407.8万円から300万円に大幅に引き下げられた。その後の2002年の改正ではこの300万円が365万円に引き上げられる一方、全部支給の所得制限を204.8万円から130万円に引き下げている。

児童扶養手当の受給者数は、表 2 のとおりである。1975年には251,316人であったが、2008年2月末には998,946人となっており、増加の傾向にある。

表 2 児童扶養手当受給者数

年度	1975	2000	2005	2006	2007	2008
受給者数	251,316	708,395	935,966	955,844	967,215	969,261

注)年度末現在。2008年のみ2月末現在。 出所)『国民の福祉の動向』2009、73頁

児童扶養手当法第13条の2は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときに児童扶養手当の減額措置を行う規定をしている。

この措置は、2008年4月より実施されている。経済的支援策は母子家庭になって以後の一定期間に手当を集中して支給し、その間に前述の就業支援策を活用し自立をうながすという最近の国の方向性から決定された。だが母子家庭の平均収入が低水準にとどまっている実情に配慮し、「就業意欲がみられない者」に限定し支給額を半減するとの一部削減の凍結で合意がなされることとなった7。

③養育費の確保策

後述の聞き取り調査でも明らかであるが、母子家庭にとって養育費の確保は重要であるにもかかわらず養育費の取り決めをしている世帯は38.8%にすぎない(厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果」(以下「2006年調査」とする))。そのため母子及び寡婦福祉法の2002年改正では、母子家庭等の児童の親は扶養義務の履行に努めるとともに、当該児童を監護しない親は扶養義務の履行の確保に努めることを明記した。なお、2003年の民事執行法の改正により、養育費が不履行となっている場合には、相手方の給料その他の継続的給付に係る債権の強制執行の差し押さえが可能になった。

⁷ 実務上、①就業している場合②求職活動、その他自立を図るための活動を行っている場合③障害により就業することが困難である場合④負傷・疾病等により就業することが困難である場合⑤受給資格者が監護する児童または親族が障害・疾病、要介護の状態にあること等により、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合を「適用除外」とし、これに該当する場合には「一部支給停止適用除外事由届出書」および関係書類を提出すれば、これまでどおりの手当額を支給することとなっている。

(2)母子家庭における就業支援策

①母子寡婦福祉法の改正

1964年に母子福祉法、その後1981年に同法を改正した母子及び寡婦福祉法が成立した。母子及び寡婦福祉法は母子家庭等及び寡婦に対し、生活の安定と向上のために必要な措置を講じることにより母子家庭等および寡婦の福祉を図ることを目的とする(1条)ものである。

だが離婚母子家庭の増加など母子家庭を取り巻く状況が変化していることもあり、2002 年には母子及び寡婦福祉法は大幅に改正され現在に至る。

改正法は、ひとり親家庭等に対するきめ細やかな福祉サービスの展開と母子家庭の母等に対する自立支援を柱としている。このため就業相談や情報の提供等を行う都道府県・政令市・中核市による母子家庭就業・自立支援センター事業の創設、専門的な能力を身につけることを支援する自立支援教育訓練給付金制度の創設、母子家庭の子どもの保育所への優先入所等、総合的な支援策を盛り込んだ。あわせて国が、母子家庭等施策に関する基本的な方針を策定している。

②母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法

就業支援については2002年8月「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、母子福祉団体等への受注機会の増大への配慮等の規定が盛り込まれた8。さらに2006年より、児童扶養手当(次項参照)受給者に対して、就労支援を中心とした個別のプログラムを用意する「母子自立支援プログラム」が全国展開されている。このプログラムの2006年度の策定件数は2.171件、就職件数は1.006件となっている9。

③母子家庭の母の就労状況と施策実施件数

先述の2006年調査によると、日本の母子家庭の85%がすでに就業しており、就業意欲は十分高い。しかし現在の母子家庭に対する就業支援で力を入れられているのはもっぱら無職の者が就職するための対策であり、現実の状況とはギャップがある。母子家庭により必要とされる就業支援策はむしろ安定した雇用継続を可能にする条件整備やより良い雇用条件での就業を可能にする施策であり、この点が課題であるといえる10。

実際の就業支援策としては、「職業相談・就職支援」「職業能力開発」「雇用・就業機会の拡大」があげられる。

「職業相談・就職支援」として、1)ハローワークやマザーズハローワークでの相談、2)

⁸ ただし本法は5年間の時限立法である。

⁹ 内閣府HP http://www.kantei.go.jp/jp/saityarenzi/plan4/2-4.pdf

¹⁰ この点につき詳しくは金川〔2007〕参照。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、3)母子自立支援員における相談、がある¹¹。ハローワークによる母子家庭の母への職業相談件数であるが、厚生労働省〔2008、10頁〕では、2007年度の新規求職申込件数は186,569件、紹介件数は318,594件、就職件数は73,716件であるとされ、前年度より各件数が増加したと評価されている。

「職業能力開発」として、1)公共職業訓練の実施、2)自立支援教育訓練給付金等の給付金事業、があげられる。2)の事業には、母子家庭等自立支援教育訓練給付金として、母子家庭の母が、地方公共団体指定の講座(ホームへルパー2級、簿記検定など)の受講終了後に、受講費用の20%を支給される制度である(上限10万円)。厚生労働省〔2008、24頁〕によれば、市町村における実施割合は8割程度にとどまっており、支給件数も2006年度で2,468件となっている。前年度より支給件数は増加しているものの、全国の数字であることを考えれば件数が多いとは決していえない。

さらに給付金事業には、「高等技能訓練促進費」があり、これは看護師や介護福祉士等資格修得のために 2 年以上の教育訓練を受講した場合、の生活費を支給するものである。2009 年 5 月までは、最後の1/3の期間(12か月を上限)につき月額103,000円を支給するものであったが、2009年 6 月より制度が拡充され、全ての期間について月額141,000円(課税世帯は70,500円)を支給するものとなった12。この意味で、2006年度の支給件数の977件を上回る数字が見込めると思われるが、この制度も市町村における実施割合は5 割程度にとどまっていることが課題といえよう。

「雇用・就業機会の拡大」については、主なものとして1)特定求職者雇用開発助成金、2)トライアル雇用奨励金など各種の奨励金事業がある。なお、2008年3月までは、3)常用雇用転換奨励金という制度があったが、これは廃止され中小企業雇用安定化奨励金に変更された。

1)は、母子家庭の母を継続して雇い入れた事業者に対し、特定求職者開発助成金を支給するものであり、期間は1年間、大企業500,000円、中小企業900,000円としている(2009年2月より中小企業に対する支給額は増額された)。2)は試行(トライアル)雇用を母子家庭の母に対して実施した場合、月額4万円・最大3カ月を支給する制度となっている。2006年度のトライアル雇用開始者は327名、2007年度は291名であった。

3)の中小企業安定化奨励金は、中小企業事業主が契約社員やパートタイマーなどの従業員を新たに正社員として転換する制度を就業規則に定め、実際に正社員に転換させた場合に支給されるものである。母子家庭の母等には拡充措置があり、転換制度を導入した日か

¹¹マザーズハローワークとは、子育て中の母のためのハローワークであり、2006年度から全国12 か所に設置する、またマザーズハローワークが設置されていない都道府県においては、中核となる都市のハローワークにマザーズサロンを設置している。母子家庭等就業・自立支援センターとは、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスを行う機関である。

¹² 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成21年6月5日政令第149号)

ら3年以内に母子家庭の母を2人以上転換させた場合には、母子家庭の母等である対象事業者に1人について150,000円、事業主について350,000円が支給される。変更前の常用雇用転換奨励金は、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用(期間の定めのない雇用契約)に移行し、6カ月以上継続して雇用した場合に母子家庭の母1人あたり300,000円を支給する制度であった。1人あたりの支給額は減ったものの、事業主への助成が別に行われることや支給対象となる雇い入れ対象人数を増加させたことは、母子家庭の母の就業促進策として意義があろう。であるが、継続雇用の期間が最低6カ月とあるため、その後の解雇の心配は付きまとう。常用雇用に転換した後の適切なフォローが必要といえよう。

(3)母子及び寡婦福祉法による生活支援策

母子及び寡婦福祉法による生活支援策については、1)母子家庭等日常生活支援事業や、2)子育て短期支援事業などの生活支援のサービスと、3)保育所などへの優先入所などがある。

1)では、母子家庭の母が一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障ががある場合、ホームへルパーの援助を行う。2)では、親の残業や病気などの場合に子どもを一時的に児童養護施設において預かるショートステイならびにトワイライトステイ事業について行っている。

これらは主に母子家庭に対するサービスであり、母子家庭と比べて父子家庭へのサービスはいまだ十分でない。そもそも母子及び寡婦福祉法の名称自体「母子」であり、同法は父子を対象としてこなかった。このような状況は、社会保障のジェンダー性を示すものとして問題視されており、その状況を踏まえ2002年にはじめて母子及び寡婦福祉法のなかで父子家庭が法的に位置づけられることとなった(6条)。

それでも父子家庭の使うことのできるサービスは、乳幼児の保育や食事の世話などのホームへルプサービスや保育所の優先入所くらいしかない(この実施の有無も自治体で差がある)。なお一連の就業支援や児童扶養手当は、父子家庭は対象外である。児童扶養手当がもともと離婚母子家庭への福祉的な措置からスタートしていることと「男性は就労できているので就労支援や経済的援助は必要ない」、という認識から、このような形になっている。だが父子家庭の経済状況も一般家庭と比べ楽ではないし、食事・身の回りの生活状況に

だが父子家庭の経済状況も一般家庭と比べ楽ではないし、食事・身の回りの生活状況に 悩みを抱える割合も高い¹³。

¹³ 厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」→

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/index.html

この調査での年間平均収入は、母子家庭213万円(一般世帯を100とした場合37.8)、父子家庭421 万円(同74.6)であり、父子家庭の収入も一般世帯より劣る。また父子家庭では、食事・栄養、 衣服・身の回りなどの生活に関する悩みをもつ割合が母子家庭よりも高い傾向にある。

3. 母子家庭等聞き取り調査

以下、和歌山県御坊市において実施した母子家庭等における聞き取り調査の概要を紹介する。

和歌山県御坊市は、和歌山県のほぼ中部に位置する、人口26,043人の市である(2008年末現在)。母子家庭等の世帯数は、母子家庭231世帯、父子家庭32世帯となっている(2005年国勢調査)。なお、同市の児童扶養手当受給者数は、平成18年度で323人、ひとり親家庭医療費助成事業による助成数は、2007年4月末時点で358世帯(うち父子家庭25世帯)である。

聞き取り調査の目的や調査対象抽出方法、調査項目等は以下のとおりでなる。

(1)目的

御坊市の母子家庭および父子家庭に対しヒアリング調査を行い、母子家庭・父子家庭における具体的な生活状況を明らかにし、母子家庭および父子家庭における課題を明らかにする。

(2)調査地域と調査対象・抽出方法

調査地域と調査対象は、御坊市内の母子家庭の母および父子家庭の父である。なお、御坊市の子育て支援サービスの実情を知るという意味から、市内公立保育所または学童保育利用者から、母子家庭については11世帯(調査記号A-K)、父子家庭については2世帯の対象者(調査記号L.M)を抽出した。なお対象者の抽出にあたっては、御坊市社会福祉課の協力のもと実施し、調査は和歌山大学経済学部金川めぐみ研究室で担当した。なお、母子家庭の選定にあたっては、以下の類型世帯のバランスを考慮しつつ、調査対象の選定を行った。

子ども数	1人又は2人	3人以上	(多子世帯)
仕事	正規	非正規	無職
生活保護受給	あり	なし	

表 3 調查類型世帯(母子家庭)

(3)実施方法

抽出した対象者に、ヒアリング調査に対しての同意を得たうえで、自宅または職場に訪問し、実施した。なお1件の調査にかかった時間は、平均1時間~1時間半である。

(4)調査期間

調査期間については、母子家庭は2007年11月26日~12月16日の間、父子家庭は2007年11月26日に調査を実施した。

(5)ヒアリング事項

母子家庭・父子家庭とも以下の項目に留意してヒアリングを行った。

【項目1:フェイスシート】

- (1)年齢
- (2)性别
- (3)現在の世帯状況
- (4)出身
- (5)学歴
- (6)ひとり親になった理由
- (7)ひとり親になったときの年齢
- (8)(結婚した場合) そのときの年齢
- (9)第1子出産年齢
- (10)末子出産年齢
- (11)月収入
- (12)月支出
- (13)主な生計維持者
- (14)母子寡婦福祉連合会への入会の有無と周知度
- (15)ひとり親家庭のネットワークの有無

【項目2:現在の暮らし】

- (1)一日のスケジュール
- (2)住まい
- (3)子育て[楽しかったこと・困ったこと]
- (4)食生活
- (5)近所づきあいや子どもを通じてのつきあい
- (6)地域活動への参加
- (7)家族の健康状態
- (8)困ったときの相談相手

【項目3:仕事】

(1)現在の仕事について ①職種 ②正規・非正規の有無

③勤務時間 ④勤続年数

⑤月収入 ⑥社会保険の有無

⑦求職状況 ⑧求職の際の苦労

⑨現在の仕事でよかったこと・困ったこと

⑩職場でのひとり親の理解

①現在所持している資格

①将来取りたい資格

③仕事に関しての行政等への要望

⑭(無職の場合)仕事をしていない理由

(2)過去の仕事について ① (1)

①過去の仕事の内容

②現在の仕事と比較しての長所・短所

【項目4:福祉サービス】

(1)制度の認知度・利用度・要望度

(2)あればいいサービス・行政への要望

(3)生活保護制度利用の有無 …利用していた場合、その内容

【項目5:養育費】

- (1)養育費の取り決めの有無
- (2)取り決めをしていない場合、その理由
- (3)養育費受給の有無
- (4)受けている場合、その金額
- (5)受けていない場合、その理由
- (6)養育費についての相談相手

(6)その他

ヒアリング内容は、個人情報の保護に配慮しつつ、個人を特定できない形で公表することを通知し、御坊市および調査対象者には了承いただいている。なお、ヒアリング時にノーコメント・または公表を差し控えたいと対象者から要望があった項目については公表していない。

和歌山県内における母子家庭等自立支援施策の現状と課題

表 4 インタビュー整理(母子家庭) ※ - の項目は非該当または回答拒否

	【項目1:フェイスシート】								
	類型	年齢	家族構成 (同居)	出身	学歴	一人親に なった 理 由	収入関係	支出関係	母子寡婦福祉連合会
А	母子 子 2 人 無職 親同居 生活保護	20歳代	4 人家族 (母親、 本人、 子供 2 人)	御坊市	中卒	離婚	約16万円 ✓ 生活保護 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約16万円 ✓ 残高が 残らない	✓ 知らない ✓ 入会して いない
В	母子 子 2 人 非正規 親非同居	30歳代	3 人家族 (本人、 子供 2 人)	御坊市	高卒	離婚	約14~15万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約14~15万円 ✓ 家賃 ✓ 食費 ✓ 光熱費 ✓ 保険料	✓ 知らない ✓ 入会して いない
С	母子 子 3 人 非正規 親同居	30歳代	5 人家族 (母親、 本人、 子供 3 人)	御坊市	高校 中退	離婚 (夫の 女性 関係)	約24万円(11月より) ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当 ✓ 特別児童手当 ✓ 母からの援助	赤字 人 保育料滞納	✓ 知らない ✓ 入会して いない
D	母子 子 1 人 非正規 親非同居	30歳代	2 人家族 (本人、 子供 1 人)	御坊市	高卒	離婚 (夫の 女性 関係)	約16万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	✓ 月々3万円 の貯金	✓ 知っている ✓ 入会して いない
E	母子 子 3 人 非正規 親非同居 生活保護	20歳代	4 人家族 (本人、 子供 3 人)	御坊市	高校中退	離婚 (夫の 借金)	約27万円 ✓ パート収入 ✓ 生活保護 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	✓ 就労後は、 少し余裕が あり、貯金 も出来てい る。	✓ 知らない ✓ 入会して いない
F	母子 子 1 人 非正規 親同居	20歳代	3 人家族 (母親、 本人、 子供 1 人)	御坊市	高卒	離婚	約18万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約18万円 ✓ 車のローン が厳しい	✓ 知らない✓ 入会していない
G	母子 子 2 人 正規 親非同居	30歳代	3 人家族 (本人、 子供 2 人)	御坊市		離婚		✓ 家賃✓ 食費✓ ガソリン代✓ 子供服代	✓ 知らない ✓ 入会して いない
Н	母子 子 3 人 非正規 親非同居	40歳代	4 人家族 (本人、 子供 3 人)	美浜町	高卒	離婚 (夫の 暴力)	約14万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	✓ 赤字✓ 食費で賄う✓ 家賃と光熱費が大きい。	✓ 知っている ✓ 入会して いない
I	母子 子 5 人 非正規 親非同居 元生活保護	30歳代	6 人家族 (本人、 子供 5 人)	有田市	高卒	離婚	約15万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約16万円 ✓ 残高が 残らない	✓ 知らない ✓ 入会して いない
J	母子 子 2 人 非正規 親非同居	40歳代	3 人家族 (本人、 子供 2 人)	御坊市	高卒	離婚 (夫の 借金)	約19万円 ✓ パート収入 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約19万円	✓ 知らない ✓ 入会して いない
К	母子 子 1 人 正規 親同居	30歳代	3 人家族 (母親、 本人、 子供 1 人)	日高郡	高卒	離婚 (考え方 の違い)	約24万円 ✓ 月収 ✓ 児童扶養手当 ✓ 児童手当	約24万円	✓ 知らない ✓ 入会して いない

	【項目2:暮らし】								
	1日のスケジュール	住まい	子育て	食生活					
А	朝食8時半。 本人の母の体調が悪いため日中は 一緒にいる。本人は見守りと下の 子の世話。 上の子の保育所終了17時。 夕食18時半。 夕方以降、子どもと一緒にテレビ を観る。	市営住宅 家賃1.9万円、間取り6 畳・6畳・12畳の3部屋 外観的には新しくきれ いであり、住宅に関して 特に困り事は無い。	子どもも2人目なので慣れており特に困り事は無い。	本人が作る。 味付けを濃くしないこと を心がけ。 本人は野菜嫌いだが、上 の子は野菜をよく食べ る。子どもはインスタン トラーメン好き。					
В	朝食後、7時50分ごろ家を出る。 子どもを保育所に預け仕事へ。16 時頃に子どもを迎えに行き、その 帰りに、近所にある実家へ寄り17 時頃から30分ほど母に子どもと遊 んでもらう。夕食は18時半頃、風 呂は19時半頃。21時半頃に子ども 寝かせる。	借家(アパート) 家賃4万円、間取り6 畳・6畳・6畳の3部屋 市営住宅応募したが入 れず。母子世帯の優先入 居が望み。	子どもの就寝前に本を読む、おもちゃは必ず片付けさせる。 テレビの時間が多いのが心配。父親がいるのがよいと思うし、周囲にも言われる。	本人が作る。たまに惣菜 に頼る。子どもは、比較 的簡単な料理であるカ レー、シチューを好む。					
С	本人9時30分出社、11時まで仕事。 その後帰宅し、16時ごろ帰社。 夕食は18時~19時。子どもは10時 に寝かせる。自分は晩酌してビデ オなどみる。朝2時就寝。 子どもとは、夕方からもっぱらビ デオやゲームをする。	市営住宅 家賃1.7万円、間取り6 畳×4部屋 実母の資格で借り同居。 住宅に関して特に困り 事は無い。	子どもは過度に甘やかさない。あいさつはかかさない、ごめんなさい、ありがとうはちゃんと言う、人に手を上げない、など基本的な礼儀を重視。	本人が作る。得意料理は 肉じゃが。長女は母のお 好み焼きが好き。長女も ときどき手伝う。					
D	子ども 7 時45分に家をでて、本人は 8 時10分に出勤。17時に仕事終了、直接学童保育の長女を迎え。17時半帰宅。子どもの宿題をみつつ、18時半~19時夕食。就寝まで、一緒にテレビ、お風呂子ども21時、本人24時就寝。	一軒家 家賃なし。地代は半年 5.2万円。 間取り6畳×3部屋、 8畳×1部屋、4畳半台 所 日当たりと風通しが悪いのが難点。	特になし(普通にしている)。	本人が作る。料理は得意でない。実家で時々お惣菜をもらう。子どもは野菜が苦手なため、食べられるように料理を工夫。子どもはカレーライスが好物。					
Ε	8時前に子どもと一緒に家を出る。本人は出勤、子どもは保育所。シフトにより勤務時間は異なり、15時か17時に仕事終了。子どもは17時に近くに住む本人の母親が迎えに行く。帰宅後、17時半~18時夕食。その後就寝までは、子どもと一緒に話し、テレビ、テレビゲーム。子どもたちは、けんかをしながらも一緒に遊ぶ。	借家(アパート) 家賃3.5万円、間取り2 K(6畳と4畳半)	金銭面などで保育所に行くまでが大変だった。現在は落ち着いており、大変な時には近くに住む本人の母親のフォローが大きい。	ら家事や、料理を頻繁に しており、ごはんを作る のは好きである。得意な					
F	子どもは7時40分に学校、本人は8時15分頃出勤。17時~17時半仕事終了、18時に学童保育へ子どもを迎え。一緒に帰宅、19時~19時半夕食。就寝までは、宿題、テレビ、DVD、ゲームなどで過ごす。子どもは22時、本人は23時~23時半就寝。		特に困ったことはない。 比較的自由に子育て。子 どもには英語を習わせた い。						

	【項目2:暮らし】									
	1日のスケジュール	住まい	子育て	食生活						
G	7時45分に次子を保育園へ、長子を小学校に、その後出社。 長子は15時半~16時帰宅するがその後祖母宅へ。 次子は仕事帰りの15時半~18時に迎え、帰りに長女を祖母宅まで迎え18時半~19時に帰宅。19時半~20時夕食、お風呂、子どもは21時半~22時就寝、本人は朝1時~2時頃就寝。	借家 間取りはノーコメント。市営住宅・県営住宅 も考えていたが、市など からの助言もなく、空き 部屋があるなどの状況把 握もできなかった。								
Н	3子は7時~7時半に家を出て、16時に学校終了、その後サッカーチームへ。中学生の次子は8時に家を出て、学校終了後クラブ、17時に帰宅。高校生の長子は8時に家を出て、学校終了後クラブ、19時半~20時帰宅。本人は、8時20分頃に出し、16時半勤務、17時~18時に帰宅。夕食は、皆がそろってからであり時間は決まっていない。就寝時間もこどもはバラバラ。本人は、朝1時~2時就寝。	市営住宅 家賃月1.83万円、間取 り1階(6畳×2・台所)、 2階6畳と4畳半)。 押入れが少ないことが 難点。転居予定なし。	子育てに関して大変だと 感じることも。子どもの 年齢が異なり性格も違う のに対応しなければなら ない。ひとり親家庭では、 一人で二方の役割をしな ければならない。	食事は本人が作る。特に得意な料理はない。						
ı	本人7時半出勤、12時帰宅、14時まで休憩、16時まで家事、子どもを保育園に迎え。19時夕食、22時就寝。 子どもは、7時半から7時40分に出発。15時から16時に各自帰宅。19時の夕食まで、家でゲームをして子ども達は遊んでいる。他の家に遊びに行く子もいる。夕食後、風呂、22時から23時就寝。	取りは、6畳×4部屋+ 4畳半1部屋。	5人の子どもがいて基本 的に楽しいが、誰かが病 気をすると、5人の子ど もの時間調整が大変であ ると感じる時がある。子 どもの教育に関してあい さつはするように言って いる。	本人が作る。唐揚げが得意。野菜が嫌いな子どもが多いが、栄養の偏りがないように出すことを心がけている。						
J	本人9時出勤、長子が7時45分に、次子が8時半に保育園へ。本人17時帰宅、19時夕食、23時~24時就寝。母は武道を通して強い体を作って欲しいということだ。というのも7歳の子は生まれつき、言語の成長が遅いため、少しでも体を動かして成長の助けになればいいと思っている。相談相手は特におらず、自分で解決している。		発で基本的に楽しいが、 騒がしいと感じることも ある。過去に高熱を出し	本人が作る。カレー・ハンバーグが得意。長子が好き嫌い多い。						
К	平日は、本人は7時50分に子供と一緒に出発し保育園に送る、17時半に仕事が終わり子供を迎えに行き一緒に帰宅、18時頃に夕食。本人の母(祖母)と遊んだり、ブロックで1人遊びをしたり、テレビを見たり、絵を描いたりして、21時には子供は就寝。本人は23時就寝。寝る時間帯は厳守している。	自宅 家賃なし、間取り6畳 ×4部屋。 特に不満は無いが、狭 いのが難点。	本人の母(祖母)がフォローしてくれる。車の免許は本人の母しか持っていない(本人免許なし)。病院等には祖母が子供を連れて行くしかない。仕事との時間の調整が困難。	食生活について、平日は 祖母、休日は本人が作る。 鶏料理が得意。						

		: 暮らし】		
	近所づきあい	町内会・PTA	健康	相談相手
А	頻繁にある。 上下階と、ものやおかずを 貰ったり声を掛け合ったり する。	町内会、保育所等の活動に は全く参加していない。 町内会の組織はあるが、下 の子がいて忙しいので行っ ていない。	本人・子どもは良好。 本人の母は体が多少悪く心 配。	相談しない。 するのであれば中学の時の 友達。
В	アパートに同じ保育所の子 がおり、外や家で一緒に遊 んでいる。	・町内会には入っていない (あるかないかも分からない)。・PTAは役職についている(あまり仕事はない)。・広報はアパートには届いていない。実家でみる。	本人も子供とも良好。	実家の母親。 仕事場等の友達。
С	高齢者が多いので子ども関係でのつきあいはない。次子と長子の年の近い子は近所に1人いるのでその子とは遊ぶ。	町内会は本人の母が加入。 市報には目を通している。 保育所の活動は頻繁にあ る。	健康に関しては長女のみ心 配。あとはみな良好。	特になし。自分で解決。
D	高齢者が多いため、近所付き合いはあまりない。子どもは、近所の同級生と一緒に登校。その母親と時々会って話す。	町内会には入っているため、市報は届いている。PTA活動やボランティアへの参加も特にしていない。母子家庭同士のつながりやネットワークはない。	みな良好。	実家の両親。
E	近所に小さな子どもはいないため、近所付き合いは全くない。	町内会は入っていない(あるかないかわからない)。市報は来ていない。保育所での活動は参加していない。 母子家庭同士のつながりもない。	子どもの病気。 本人の病気。	実家の母親。
F	ほとんどない。子どもは近 所の子と一緒に遊んでいる が、母親同士は一度も会っ たことがない。	町内会は入っていない(あるかないかわからない)。市報は来ていない。PTA活動は参加していない。保育所仲間の母子と親しく、小学校入学時に、文房具代や給食代免除の制度を聞き、利用した。	みな良好。	同居の母親。
G	ほとんどない。	町内会はない。市報は管理 人が入れてくれる。 子ども会は参加するが、役 員会は仕事があるし、夜に 会合があると子どもの世話 がありいけない。	子どもは小さい頃病気をし 心配。 本人も出産を機に体調を崩 しやすくなり、病院通いす ることが多くなった。	実家の母親。
Н	高齢者が多いため、近所付き合いはほとんどない。子どもが遊んでいるサッカーボールの音が気に障るという苦情を受けたことがある。	町内会に入っていない。回覧などは回って来ないが市報は班長的な役割の人が配っている。次子が所属しているサッカーチームを通じ、地域との繋がりはあり、PTA活動に関しても出来るだけ参加している。	みな良好。	数人いる。うち一人は親密 な関係の友人。

和歌山県内における母子家庭等自立支援施策の現状と課題

	【項目2:暮らし】							
	近所づきあい 町内会・PTA		健康	相談相手				
	近所付き合いは、時々話しをする程度。近くに子どももいるが、同じ年代で性別が違うとあまり遊ばない。	PT A活動にはできるかぎ り参加している。町内会に は入っている。市報等は 回ってくる。回覧板は回っ てこないが、中身は町内会 の人が教えてくれる。母子 家庭同士で世間話はある。	みな良好。	(聞き忘れ)				
J	時々話しをする程度。近く に子どももいるが、同じ年 代で性別が違うためあまり 遊ばない。	PTA活動は昔多かったが 今は回ってこない。町内で の会合等は無い。回覧板は 回ってこないが市報等は 回ってくる。小学校の文具 補助・無料化について知ら せて欲しかった。	長子の成長が心配。	なし。自分で解決。				
К	近所付き合いは、時々話し をする程度。子供同士は保 育園が違うので遊ばない。	PTA活動は定期的に役が 回ってくるので、できるか ぎり参加。町内会には入っ ていないが、市報はくる。 回覧板はくる。	みな良好。	同居の母。				

	【項目3:仕事】									
	有職の有無 (無の場合 理由)	職種 (正規・非正規)	勤務時間	勤続年数	月勤労収入	社 会 保険の 有 無	求職状況とその苦労			
А	無 (子どもの 手が かかる)									
В	有	販売 (非正規)	8:15~13:00 (or 14:00)	1年半	8万~9万円	無	知人からのチラシ。 ハローワークは行かず。			
С	有	生命保険 勧誘員 (非正規)	9:30~13:00	1 か月	 (仕事をはじ めたばかり、 わからない)	無	親族の紹介。			
D	有	事務 (非正規)	9:00~17:00、 土日休み。	6年	11万円	有	親族の紹介。 職につく際の苦労なし。			
Е	有	販売 (非正規)	8:00~15:00 (or 17:00)、 日木休み、 土昼まで。	2か月	7万円	有	求人広告。この仕事に就く前に、2件面接を受けたが不採用。電話による問い合わせも何件か行ったが不採用。ハローワークにも行ったが、普通免許を持っていないことから、就職に結びつく情報は得ることが出来なかった。			
F	有	工場 (非正規)	8:45~17:00 (or 17:30)の 勤務、土・日・ 祝が交代制で 休み。	1年 6か月	10万円	有	友人の紹介。それ以前にもいくつか面接を受けたが、子どもが小さいと風邪などの際に休むことを懸念され、採用には至らず。			
G	有	事務 (正規)	8:30~17:00、 土曜日隔週勤 務、日曜休み。 祝日出勤。	6 か月		有	新聞の求人情報、後はハローワーク。 正規就労するまでに2年~3年かかった。今の職はハローワークで。6,7回面接を受けるが、土・日は仕事に入れないことで不採用になるケースも多かった。子どもがいるなどの理由で不採用になることはなかった。			
Н	有	園芸作業 (非正規、 2か月更新)	9:00~17:00、 土日月祝日が 休み。	6 か月	6~8万円	無	ハローワーク。面接で母子家庭、子どもの年齢、土日休み、年齢等を理由に断られたことが何度もある。母子家庭を雇い入れる際、雇用主に支給される助成金制度などもあり、母子家庭を優先して雇ってくれるという思いがあったが、現実は違う。土日休みで年齢制限もない会社の募集もあったが、その会社はパソコンが出来ることを条件にしており、応募出来なかった。			
ı	有	工場(非正規)	8:00~12:00、 土日休み。	9 か月	4 万円	無	ハローワーク。 ハローワークの対応は、担当者により 差があるが、その点は仕方ない。職に 就く際、子どもが多いと、休みがちと 見られるため断られることが多く、2 回面接をしたが落とされた。			
J	有	工場 (非正規)	9:00~17:00、 土日は 9:00~12:00、 日曜休み。	1年 9か月	10万円	有	ハローワーク。面接で苦労したことは ない。35歳までの応募の面接を42歳で 受け1回で決まっている。			
К	有	営業 (正規)	8:00~17:00、 土日休み。	3年	23万円	有	知人の紹介。ハローワークは過去の就職活動で利用。職に就く際、子どもが多いと、休みがちと見られるため職探しは制限されるので自身で見極めながら探した。時間面を重視して土日休みの職を選ぶ。			

	【項目3:仕事】							
	仕事での苦労と職場の理解	現在の資格 (希望資格)	過去の仕事 (古いものから)	行政への要望				
А			子どもが生まれるまで (18歳〜23歳)、母親が 経営する店の手伝い。	特になし。				
В	良いところは休ませてくれるところ。離婚前から、子どもが体調を崩した時など休ませてくれた。今のところは正社員になる予定はなく、現 状維持でやっていく予定。	普通免許 (簿記等)	18~26歳まで販売 (正規)。 26歳~30歳まで事務 (正規)。	特になし。				
С	あまり成績はのばせないのはわかっている。長く勤めるつもりはない。実母が今年いっぱいで仕事をやめ家で子どもたちの世話をするので、そうしたら本格的に働きだす。面接の際にもひとり親家庭であるという点や長女の病気の点は言っているので、大丈夫とのこと。	運転免許 (ヘルパー資格、 パソコン資格)	11~12年前に1年間、 トラックの運転手。若 いころはサービス業の バイト、スナックなど で働いていた。	特になし。				
D	子どもの発熱などに迎えに行かなければならない時因る。職場での理解はあるが、少人数の職場のため、遠慮しがち。会社側からは正社員にと誘われているが、夜間営業もあり躊躇。他の会社での正社員勤務も考えるが、土日が休日の事務はない為、転職の可能性はない。	普通免許、簿記 3級、そろばん 準1級・2級 (医療事務関係)	病院事務(正規)、 会社勤務(正規)、 歯科助手(正規、結婚を 機にパート)	特になし。				
Е	現在の職場は母子家庭ということを知っている ため、子どもが熱を出した時などには、割と融 通を効かして休みをもらうことが出来る。現在 の状態に満足しており、正社員希望はない。	なし (普通免許)	工場(非正規)、 居酒屋(非正規)	仕事に関する行政への要望としては、 土・日・祝に休みを取れるような職場作り。				
F	現在の仕事は職場のひとり親家庭に対する理解 はあるため、子どもが風邪などの際には融通を 効かして休ませてもらうことも出来る。収入を もう少し得たいため、正社員として働きたいと いう希望はあるが、そのような職場を御坊市で 見つけることは困難だ。	普通免許、 エクセル3級	事務(正規)	特になし。				
G	今の職場では、ひとり親家庭の理解があり、ありがたく、居心地がいい。 病気などしても休んでもいいと言ってくれる。 ・職場選びは子ども中心に選ぶ。子の成長とと もに、子どもに合わせた職場選びをする。今 の職場も、子どもが大きくなったので土曜日 を隔週にしてもよいかな、として隔週に。	パソコン関係等、 複数資格。独学 で取得。(簿記・ パソコン関係の 資格)	製造、接客、事務職 (いずれも非正規)	・コース別などの人に合わせた講座の開設や取れる資格の多様化。 ・講義開講を頻繁にしてほしい。 ・講義受講中の生活費の考慮。				
Н	現在の職場には子どもの友人の父親が社員として働いているため、事前に連絡をしておけば休 暇をもらえるなど、融通も効き良い環境である。	自動車免許、 ワープロ検定 (パソコン関係)		ハローワークで行われているパソコン講座を受講したいと申し出たところ、自宅にパソコンがなければすぐに使い方を忘れてしまうため無理であると言われ受講できなかった。 ハローワークの対応は担当の人によって異なるが、事務的なものが多い。				
I	職場環境が、特に干渉されることなく、急用の際に休むこともできているので、良い環境である。今後の転職も考えているが、休日や働く時間、賃金等の条件を考えると、難しい。	普通免許	生命保険勧誘員 (非正規)、 製材所(非正規)	特になし。				
J	職場環境が、特に干渉されることなく、急用の際に休むこともできるので、良い環境である。 他にも母子家庭の職員がいる。正社員への転職 は休みを自由に取れないので考えていない。	普通免許 (介護関係資格)	販売(正規)、 生命保険会社(正規)、 事務(契約社員)	特になし。				
К	職場環境は家庭を優先してくれるので悪くない。だが営業は精神面で辛い仕事。収入面で今以上は望めないので転職は考えない。	普通自動車免許、 簿記3級、 保険関係の資格 (FP勉強中)	老人ホームの調理師 (正規)、JA(正規)、 事務(正規)	職探しの情報公開をもっとして欲しい (年齢・男女をふせているので、職を絞 りにくい)。				

	【項目4:福祉サービス】							
	知っている制度	使った制度	役に立った制度	今後使って みたい制度	行政への要望	生活保護利用 の有無とその 内容		
А	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子家庭自立支援教育訓練給 付金 ・児童扶養手当	・児童扶養手当 ・保育所	・保育所	・学童保育	・特になし。	有 ・ケース ワー カーは月1回 訪問。就労指 導あり。		
В	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子家庭自立支援教育訓練給 付金 ・母子寡婦福祉資金貸付制度 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所	・一時保育事業 ・県営住宅の優 先入居	・ひとり親家庭への、市営住宅の優先入居の実施。	無		
С	・ハローワーク・母子家庭等への医療費の助成・児童扶養手当・保育所・学童保育	・母子家庭への医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・小学校の給食代 金の免除	・特になし	・保育料の扱い。 ・次代を担う子どもたち や母子政策に力をいれ てほしい。 ・児童扶養手当の増額。	無		
D	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子寡婦福祉資金貸付制度 ・母子家庭自立支援教育訓練給 付金 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・特になし	・公営住宅制度の周知と 母子家庭の優先入居。 ・学童保育で学校休み期 間中に昼食を出してほ しい。			
Е	・ハローワーク・母子家庭等への医療費の助成・児童扶養手当・保育所・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への医療費の助成・児童扶養手当・保育所	・母子家庭等への 医療費の助成	・特になし	・公営住宅の母子家庭優 先入居。 ・福祉サービスについて の広報・周知。	有・就労指導あり		
F	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・児童扶養手当・保育所・学童保育	・児童扶養手当	·高等職業技術 専門校(現: 産業技術専門 学院)	ローする制度が必要。	無		

	【項目4:福祉サービス】									
	知っている制度	使った制度	役に立った制度	今後使って みたい制度	行政への要望	生活保護利用 の有無とその 内容				
G	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費助成 ・母子家庭等への医療費助成 ・母子家庭自立支援教育訓練給 付金 ・高等技能教育訓練促進費 ・母子家で支援短期イ川事業 (ショートステイ) ・一時保育事業 ・県営住宅の優先入居 ・母子生活支援施設(母子療) ・母子自立支援員(母子相談員) ・母子字。庭等就業・自立支援センター ・高等職業技術専門校 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費助成・児童扶養手当・保育所	・母子家庭等への 医療費助成 ・児童扶養手当 ・保育所	・学童保育	・ション・ション・ション・ション・ション・リート 手続い。 いちない からい からい からい からい からい からの いっと からの からの からの からの からの からの からの できします からの からの できる もの からの からの からの でい いり いっと いり いっと いり いっと いり いっと いり いっと いり いっと	無				
Н	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子寡婦福祉資金貸付制度 ・県営住宅の優先入居 ・児童扶養手当 ・保育所	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・母子寡婦福祉資金貸付制度・児童扶養手当・保育所	・児童扶養手当 ・保育所 ・教育でいる文具 費用や、給食制 の無料化の制度 は助かる。	・特になし	・「母子寡婦福祉資金貸 付制度」の保証人の問題。使い勝手の悪する制度は、勝手で援する銭的に余裕のない母子をの母親がていの母親なつ護制度になどもいるといるといる。と生活の削減傾向には関関する不安・保育所における対応の点	無				
I	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子寡婦福祉資金貸付制度 ・母子家庭自立支援教育訓練給 付金 ・母子家庭等へのヘルパー(介 護人)の派遣 ・県営住宅の優先入居 ・母子生活支援施設(母子寮) ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・児童扶養手当・保育所・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当	・学童保育	・隣保館や校区の小学校で児童保育を行って欲しい。 ・保育所入所証明が厳しい。求職期間との調整ができない。	かつて有 ・親名義の車に 乗り廃止				
J	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・児童扶養手当・保育所・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・児童扶養手当 ・学童保育	・特になし	・保育園が無い時間帯に 仕事があるので、土曜 日は特に預かってくれ る所が欲しい。 ・公営住宅への入居が厳 しい。県の優先住宅に ついては何も知らな かった。 ・生活保護に関する周知 と利用促進。					
К	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・母子寡婦福祉資金貸付制度 ・県営住宅の優先入居 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・児童扶養手当・保育所	左に同じ	・学童保育	学童を校区でも実施し、 必要な時だけ料金日割り で利用できるような形だ といい。 ・児童扶養手当・母子家 庭等への医療費の助成 は、所得制限で利用で きなくなり、困ってい る。	無				

	【項目5:養育費】							
	取り決めの有無	取り決め無の場合その理由	受給の 有無	有の場合 金額	受給無の場合 その理由	相談相手		
А	・無・将来も予定無	・父親に認知してもらっていないから。・連絡がとれない。	無		左に同じ			
В	・無・将来的には取り決めたい。	・裁判をしてまで欲しいとは思わない。・裁判を起こすにしても費用が 掛かるし、個人的なことを詳細に調べられたり、言わない といけないので。	無		左に同じ	_		
С	・1人目との夫とはあり (文書でもとりきめ)。 ・2回目の夫とは無。将来的 には取り決めたい。	・2回目の夫に金銭的余裕がない。	有	1回目の夫とは 月々30,000円 (確実ではなく払 われていないと きもある)。	左に同じ	・友人		
D	・無・将来的にも無	・相手に支払う能力がないと思った。・相手と関わりたくない。・相手に金銭的余裕がない。・夫の両親が怖くかかわりたくない。	無		左に同じ	・両親 ・水曜日に御坊 市役所で行わ れている行政 相談、家庭裁 判所に相談		
E	・無・将来的にも無	 ・相手に支払う能力がないと思った(主理由:借金のため離婚したから)。 ・相手と関わりたくない。 ・取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった。 ・取り決めの交渉がわずらわしい。 ・相手に養育費を請求できるとは思わなかった。 	無		左に同じ	・母親		
F	・無・将来的にも無	・相手に支払う能力や意思がないと思った。・取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった(元夫に交渉したが、支払えないと言われた)。・相手と連絡を取りたくない。	無		左に同じ	・していない		
G	・有		現在はなし		・最初の数ヶ月 だけ受けてい たが、後から は受けていな い。	_		
Н	・夫:有(口頭)・つきあいのあった男性:無 (将来的にも無)		・総額 1万5千円 のみ。		・2 か月で支 払ってもらえ なくなった。	・していない		
I	・無・将来的にも無	・相手にも家庭があるのでかか わりたくない。	無		左に同じ	・していない		
J	・無・将来的にも無	_				_		
К	・有・将来的にも無		- 無	_	・相手にも家庭 があるのでか かわりたくな い。			

表 5 インタビュー整理(父子家庭) ※ - の項目は回答拒否

		【項目1:フェイスシート】								
	類型	年齢	家族構成(同居)	出身	学歴	一人親に なった 理 由	収入関係	支出関係	父子家庭の交流	
L	父子 子 1 人 正規 親同居	20歳代	3 人家族 (母親、 本人、 子供 1 人)	御坊市	中卒	離婚 (妻の 都合)	約22~23万円(月収)	約22~23万円	交流なし	
М	父子 子 2 人 正規 親同居	30歳代	7 人家族 (祖母、 父母、 本人、妹、 子供 2 人)	御坊市	大卒	離婚 (妻の 男性 関係)	約28万円(月収)		交流なし	

		【項目2:暮らし】									
	1日のスケジュール	住まい	子育て	食生活							
L	本人7時半出勤、子供はそれより少し早く小学校へ。仕事のあと本人17時に帰宅。 子供と一緒に、ゲーム、ビデオで過ごす。 21時子ども就寝、本人は朝2時就寝。	市営住宅 実祖母名義。 家賃月2万円。 間取り6畳×4部屋。 住宅はいまで満足しており特に困りごとはない。	困ることとして、小さい子供 なので、カゼをひいたら自分 が休まないといけない(会社 はそのあたりは理解してくれ 休ませてくれるが)。	特に困ってはいない							
М	本人 8 時出勤し、帰宅17時半。 子どもとはよく一緒に遊ぶ。テレビ、 折り紙、絵をかく、自転車にのった りとこまめに面倒をみている。	持家	休みには、子どもとともに外 出を心がけている。ひとり親 になって、子供たちとなるべ く一緒にいてやりたいと気を 遣うようになった。	担当。 特に困ってはいない							

	【項目2:暮らし】									
	近所づきあい	町内会・PTA	健康	相談相手						
L	小さい時からここにいるのでやりとり は頻繁にある。子どものときからここ で遊んでいた。	子どもの保育園や小学校の行事にはあまり行きたくない(お母さんが多いから)。実母にまかせている。	みな良好。	特になし。						
М	子どもは隣近所と遊んでいるけど、本 人は特に交流していない。	子ども関係は、主婦が多いので入りづらい。本人の父・母もとくに積極的に 関与していないが、子どもの送り迎え 等は担当してくれる。	みな良好。	特になし。						

		【項目3:仕事】								
	有職の有無 (無の場合 理由)	職種 (正規・非正規)	勤務時間	勤続年数	月勤労収入	社 会 保険の 有 無	求職状況とその苦労			
L	有	溶接業 (不明:契約 社員か)	8:00~17:00	2年	22~23万円	有	職につくときの苦労はしていない。現在の会社には18~21歳まで3年間勤めていて、また戻ってきた。18歳のときにこの会社に勤めたのはハローワークでの紹介。			
М	有	水産加工業 (正規)	8:00~17:00 土日休み	6年	28万円	有	元妻の父(元義父)の紹介。職に就く際 の苦労はしていない。			

	【項目3:仕事】							
	仕事での苦労と職場の理解	現在の資格 (希望資格)	過去の仕事 (古いものから)	行政への要望				
L	父子家庭への理解はあり、元妻のことも会社は知っている。	普通自動車免許、 溶接関係、 機械関係	22〜26歳まで土木業 (正規)	特になし				
М	離婚のいきさつも元妻のことも理解しくれている。子供関係で休みを申し出たときはたいてい休みを取らせてくれるので 支障はない。	普通免許	会社(正規)、 運送業(正規)	特になし				

	【項目4:福祉サービス】								
	知っている制度	使った制度	役に立った制度	今後使ってみたい制度	行政への要望	生活保護利用 の有無とその 内容			
L	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・児童扶養手当 ・保育所 ・学童保育 今後使いたい制度は特にない が、父子家庭が使えるサービス が母子家庭と違って少ないの は不満に思う。	・ハローワーク・母子家庭等への 医療費の助成・保育所・学童保育	・医療費助成 ・学童保育	・特になし	・母子家庭に使えるサービスは父子家庭も全部使えると思っていた。 ・市役所に聞きにいくと、児童扶養手当は受給できないと言われた。 ・他県では父子でも手当がでている場合があると聞いている。 ・なぜサービスが母子と一緒ではないのか。	無			
М	・ハローワーク ・母子家庭等への医療費の助成 ・保育所 ・学童保育	・母子家庭等への 医療費の助成 ・保育所	・母子家庭等への 医療費の助成 ・保育所は延長保 育等も実施して いるので助かる。	・特になし	・父子家庭は母子にくら べてサービスが少ない。 ・児童扶養手当も、男性 が女性かではなく所得 ではかってくれればい いし、父子にも使いた いサービスもあるので 同様のサービスを望む。	無			

	【項目5:養育費】								
	取り決めの有無	受給の 有無	有の場合 金額	受給無の場合 その理由	相談相手				
L	・無・将来的にもなし	・相手に金銭的余裕がない	無		左に同じ				
М	・無・将来的にもなし	・相手に金銭的余裕がない	無		左に同じ				

4. ヒアリング調査よりみられる課題

(1)母子家庭の聞き取り調査より見られる課題

母子家庭におけるヒアリング調査より、以下の4分野(①暮らし、②仕事、③福祉サービス、④養育費)において課題がみられた。

①暮らし

暮らしについての課題は「経済状況」と「住まい」「子育て」「近所づきあい」「相談相手」 の5点を尋ねた。課題は主に「経済状況」と「住まい」に集約される。

1) 経済状況

ヒアリングした母子世帯11例中、月収20万円以下が7例あった。なお、一番月収の低い者は約14万円であり、この収入で家族4人(本人と子ども3人)の生活を賄っている【調査記号H。以下「調査記号」は省略して表示する】。

先述した厚生労働省の「2006年調査」では、母子家庭の母の常用雇用者の平均就労収入は257万円、臨時又はパートの就労者の平均就労収入は137万円、全母子家庭平均就労収入は、191万円である。その意味で、今回の聞き取り調査の収入状況も、全国基準とほぼ一致をして、厳しい状況である。

支出についてであるが、多くの世帯で「収入分がそのまま出ていく」という声が聞かれた。

ヒアリングした11例中、親同居が4例、親非同居が7例である。経済的援助がなされている例は少ない。その援助のありかたも、家賃を親が支払っているという例が1例【F】、親からの経済的援助を受けているという例が1例【C】のみであった。

親族からの経済的援助を受けていない9例については、本人の勤労収入と児童扶養手 当等の社会保障における所得保障で生活をまかなっている。「児童扶養手当を受給できて 大変助かっているという声が聞かれる」とともに、その減額を心配する声も聞かれた。 また、多子世帯においては、子ども数のわりに児童扶養手当の額が少ないと指摘する声 も聞かれた。

2) 住まい

「住まい」についてだが、ヒアリングした母子世帯11例中、市営住宅が5例、借家(アパート・マンションなど)が4例、地代のみで持家が1例、持家が1例あった。

市営住宅入所者については、家賃や住まいの状況等への不満はほとんど聞かれなかった【A.C.I】。だが、民間の借家住まいの世帯では、家賃の高さについての不満や聞かれた。

特に民間借家住まいの世帯から、市営住宅に応募したが抽選に漏れた、ぜひ、母子家庭への市営住宅を優先してほしいとの要望が聞かれた【B】。また民間借家の世帯の一部からは、離婚時に市営住宅に入居をしたかったが、情報の入手がうまくできなかったとの声も聞かれた【G】。母子家庭になった直後は、住まいも不安定であることが多く、このような公営住宅に対する優先入居および公営住宅の情報の周知がなされているか、さらにそれが使いやすいものになっているのかの検証が、特に必要といえる。

3) 子育て

母子家庭であるが故に、子どもにさみしい思いはさせたくないという思いから、子ども優先で生活を組み立てている例が多かった。習い事等に力を入れるよりも、子どもには基本的なあいさつや礼儀を重視させるということを子育てにおける事項として重視している傾向が見られた。

子育でにおける苦労としては、子どもが病気になったときに仕事との調整が必要な点がしばしば苦労として聞かれた【G.I.J】。また子どもに対して母親と父親の両方の役割を果たさなければならないのでその点での苦労、ひとり親であるために子どもに与える影響を心配する声も聞かれた【H】。

先述のとおり、経済的援助を受けている例は少ないが、子育てにおいて実家の母・父 (子どもにとっては祖母・祖父)の助力を得ている例がみられた。具体的には、保育所・学童保育の後、実家に子どもを行かせ、祖母・祖父に遊んでもらうという場合【B.G】や、祖母と同居しており夕方には子どもの面倒をみてもらうという場合【K】などである。このように、近隣の親族の助力を得られる場合も多いだろうが、この場合でも保育所や学童保育が終わった後、母親が仕事から帰るまでのつなぎとして子どもの面倒をみてもらうというパターンになっている。子育て支援に対しては、多様なニーズをもつ母親の就労のための・生活状況にうまく対応できるような施策を構築するのが望ましいといえる。

4) 近所づきあい、町内会、PTAのつきあい

近所づきあいは、しばしば行っているという例と、ほとんど交流がないという例に分かれた。近所づきあいがほとんどない世帯については、町内会にも加入していない傾向もある【B.E.F】。町内会に加入してないという世帯が6例あり、その場合の多くが、「市報は届いていないので目を通していない」と答えている。

このように、母子家庭への情報の周知・伝達について、市報のみに頼るのは限界がある。効果的な情報の周知について検討される必要があろう。

PTAでの付き合いも、さほど活発ではない。役職が回ってくるのでついていると答えた例も多い。だが、どうしても仕事に重なってしまうし、夜に会合が開かれた場合、子どもの世話をする者がいなくなってしまうので、出かけられないという意見もあった。

5) 相談相手

困ったときの相談相手として、両親や兄弟など、親族を頼りにしている例が多かった。 一方で、誰にも相談せず、自分一人で決定すると答えたのも3例あった【A.C.J】。相 談相手として行政機関や、母子自立支援員をあげた者がおらず、現在の相談部署・相談 体制がきちんと機能しているのか検証する必要がある。

②仕事

仕事については「仕事の有無とその内容」と「求職の状況」「資格」「行政への要望」の 4点から述べる。課題は主に「仕事の有無とその内容」と「求職の状況」に集約される。

1) 仕事の有無とその内容

今回のヒアリングでは、有職者が10例であり、働いている者が大半を占める。だが、 正規職は2例のみ【G.K】であり、母子家庭世帯の就職状況の厳しさがうかがえる。

職務内容は、工場勤務・販売が多い。聞き取り調査では、希望する勤務形態は正社員であり、今後の資格としてパソコン関係の資格を取りたいと答えた者が多く、一方で現実の職務内容とは差があることがわかる。なお、厚生労働省の「2006年調査」では、就労する母子家庭の母の職種で最も多い職種は「事務」であるのに対し、御坊市の雇用状況の関係では、事務職は非常に少なく、選択肢があまりない状況である。

なお、ヒアリングでは無職者が1例のみであったが、その理由として、子どもが小さく手がかかるのに加え、同居する親族の身体の調子が悪く、働くことは難しいとのことである【A】。なお、厚生労働省の「2006年調査」では、母子家庭の母の84.5%が就労しており、これをみても母子家庭の母の就業意欲は非常に高いといえる。

2) 求職の状況

知人・親族の紹介などで現在の職を得ている者が5例あった【B.C.D.F.K】。そのほかの求職の仕方として、ハローワークでの紹介、新聞の求人紹介を活用していた。2. の就業支援策の項目では、全国的にハローワークでの職業相談件数および紹介件数が増加している傾向がみられるとしたが、残念ながら御坊市においては、ハローワークで相談している例は必ずしも多いとはいえない。またマザーズハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターも和歌山市にあるため、遠方すぎて活用できないとの声が聞かれた。

知人・親族の紹介でない場合、求職に苦労している例が多い。なかには、正社員の職を見つけるまで、2~3年非正規職を転々としたという例もみられる【G】。

保育所が日曜日に開所していないため、子どもをひとりきりで家にいさせることが気になると答える者や、母子家庭でさみしいことも多いだろうから、せめて土日を休んで子どもと一緒にいてあげたいと答える者も多かった。そのため、土日に仕事を休むこと

ができるかというのが職を探すための条件として重視されるため、現状として正規職に は採用されづらい。また、面接の段階で、母子家庭で子どもの病気で休むことになると 困る、と断られた例も見受けられた【F.I】。

3) 資格

所持している資格は、普通自動車免許が最も多い。将来取りたい資格は特にないと答える例が多かったが、希望する者では、パソコン関係の資格をあげる例が多かった【C.G.H】。

ヒアリング調査においては、積極的に資格に言及する例は少なかった。ただこの結果のみで母子家庭の母に資格取得のニーズがないと考えることは早計である。「資格は取りたいけど自分に向いたものが何かわからない」「資格を取った場合、有利になることはわかるけど、生活に追われてその余裕がない」と答えた例もヒアリングではみられている。資格そのものについての理解と、就業に必要な資格について相談でき、資格取得をめざせるような体制づくりが必要といえる。

なお、ハローワークなどで実施されている、スキルアップを目指すための就労支援策 については、そもそも認知度が低く、利用されていない。

4) 行政への要望

仕事についての行政への要望であるが「特になし」と答えるものが7例であった。ただこれも現状に満足している訳でなく「御坊市の雇用の状況が芳しくないから、要望を訴えても仕方がない」と答えた例もあり、ニーズがない、と捉えるのは早計である。

行政への要望として、「ハローワーク等での資格取得講座の見直し」「職業紹介状況の改善」があげられた。前者については、各種講座を受講するときには、金銭的・時間的余裕が必要とされるので、母子家庭の母が使用するには、前提として所得保障がなされていない、それをなんとかしてほしいという要望があった。さらに、資格取得講座について、公的な講座は初歩的なスキルに対応したものとなりがちで、中級・上級のスキルに対応した講座ではなく、結局利用できないとの声が聞かれた。逆に、まったくスキルを持っていない者が資格講座を受講しようとした場合、断られたという例(具体的にはパソコン講座を受講しようとしたが、自宅にパソコンがなければ難しいといわれ受講できなかったという例)もあげられ、受講講座をニーズにあわせたものにしてほしいという点を要望する声があった【G.H】。

「職業紹介状況の改善」については、また、ハローワークや行政の対応として事務的な面を指摘するものがあった。また、土日に休みがとれるような職場づくりをうながしてほしい、という声も聞かれた【E】。

③福祉サービス

1)サービスの認知度の低さ

全般的にサービスの認知度が低く、利用がさほどなされていない。

知っている制度については、ハローワーク、ひとり親家庭への医療費助成、児童扶養 手当、保育所、学童保育がほとんどの場合あげられた。そして、これらはどれも役に立っ ているという意見が聞かれた。

だが、ほかの制度については認知すらされておらず、今後福祉サービスの周知の方法 に検討の余地がある。ヒアリングにおいても、そのような制度があるのであれば知らせ てほしかった、という声が、特に就業支援のサービス(母子家庭等自立支援教育給付金、 高等職業技能訓練関係)において聞かれた。

なお御坊市における母子家庭自立支援給付金事業(母子家庭等就業・自立支援事業)の 実施件数であるが、2005年度の実績はなく、自立支援給付事業に対して3件の相談があっ たのみである。2006年度は、自立支援教育訓練給付金の利用が2件あったものの、高等 技能訓練促進費と常用雇用転換奨励金については利用も相談もなかった。2007年度は利 用はなく、2008年度には、自立支援給付金の利用は0件、高等技能訓練促進費は1件の 利用のみである。この意味で、福祉および就労支援のサービスが存在したとしても、そ の認知度と利用度の低さが課題になるのは明らかである。

2) 行政への要望

福祉サービスにおける行政への希望としては、「ひとり親家庭へのさらなる支援・子育て支援の充実」「行政手続の一元化・簡素化」「保育所・保育料」「学童保育」への要望がみられた。

「ひとり親家庭へのさらなる支援・子育て支援の充実」として、児童扶養手当の増額を希望する意見【C.H.K】、母子寡婦福祉資金について、そこでの保証人の問題と使い勝手の悪さを指摘する意見【H】、母子家庭への公営住宅への優先入居を実施してほしいという意見【B.E】、特に母子家庭の職業支援を充実してほしいとの意見【F】など、さまざまな要望が聞かれた。

「行政手続の一元化・簡素化」については、ショートステイやホームへルプなどのサービスはあるものの、その都度手続きが煩雑で利用しにくい印象がある、利用しやすくするために、一定の場所ですべてのサービスの手続きが一元化してできる「ワンストップ・サービス」の整備を行ったらどうかとの意見も聞かれた。たとえば子どもが小さいうちは保育所などに通うことが多くあるので、このような母子にとって身近な公的機関で、各種サービスの手続きが一元化・簡素化してできるのがいいのではないか、というものである【G】。

「保育所・保育料」については、求職中の場合、入所の際の働いている証明を出すの が難しいので柔軟な対応が可能ではないか、という意見や、保育所入所の優先順位に関 する意見、保育料を前年度所得や同居親族の状況によって決定される点に関する意見が みられた。

「学童保育」については、土日や不定期に利用できると助かるという意見【K】、御坊市内の他の校区でも実施してほしいとの意見がみられた。

④養育費

養育費について、取り決めをしたという例は3例である【C.G.H】。しかし、その場合でも、最初の数か月は支払ってもらっていたが、あとは滞っているという場合が多い。

養育費の取り決めをしなかった場合に、理由として、相手の経済状況が支払ってもらえる状況になかった、相手とかかわるのがいやであったと答えた者が多い。

養育費の支払いについては親の義務であるという意識を周知し、適切に相談できるような体制の構築が必要であろう。また養育費の相談について公的相談機関を利用したものはほとんどおらず、養育費についての適切な理解ができているとはいいがたい。この点について、養育費として父親側にきちんと請求できるという意識と知識を持つことが、母子家庭の母においても必要である。

(2)父子家庭の聞き取り調査より見られる課題

父子家庭におけるヒアリング調査により、得られた主な意見は、以下のとおりである。 以下の4分野(①暮らし、②仕事、③福祉サービス、④養育費)において意見がみられた。

①暮らし

1) 経済状況

ヒアリングした父子世帯 2 例は、いずれも父親が正社員の世帯であったため収入は安 定しており、経済的困難に対する意見はみられなかった。

2) 経済状況

ヒアリングした父子世帯 2 例は、1 例は持ち家、1 例は市営住宅に入居しており、住居に対する意見・要望はみられなかった。

3) 子育て・近所づきあい・相談相手

ヒアリングした父子世帯 2 例においての子育ての状況であるが、いずれも同居する母親(子どもにとっての祖母)から子育ての助力を得ている。ただ、父子家庭としてのつらさを子どもに味あわせたくないとの気持ちが大きく、子どもが風邪をひいたときは自分が休んで迎えにいく【L】、子どもの学校が休みのときは、なるべく子どもたちとの外出を心がけている【M】、という形で、なるべく子どもとともにいて子育てに携わるという

気持ちが強いようである。

近所づきあいや町内会の付き合いは、同居する親族にまかせている。子どもの保育園や小学校の行事等、子どもにかかわる行事については、他の家庭でそれに参加するのが母親であるため、どうしても入りづらい、出席しづらいとのことであった。これは父子家庭ならではの答えであろう。

困ったときの相談相手として、親族をあげる例【L】と自分で解決するという例【L】がみられた。

②仕事

1) 仕事の状況

ヒアリングした父子世帯 2 例は、いずれも有職者であり、正社員の世帯である【Lの事例については、本人は「わからない」と答えているが、就労状況は安定しており勤務時間や休み等も一定であること、また社会保険も完備されていることから、ここでは「正社員」として分類した】。

2例とも、職につくときの苦労はしていない。父子親家庭への理解であるが、いずれ も父子親家庭になる前と後で職が変化していないため、周囲の理解も得られているとい う。

2) 資格・仕事に関する行政への要望

ヒアリングした父子世帯 2 例は、いずれも有職者であり、正社員の世帯である。資格は普通免許【L.M】、溶接・機械関係免許【L】を所持しており、特に将来的に取りたい資格についての希望はみられなかった。行政の要望についても、父子家庭としてのものは特にみられない。

③福祉サービス

1) 福祉サービスの認知度・利用度

福祉サービスについては、父子家庭特有の課題がみられた。父子家庭の場合も、福祉サービスに関する全般的な認知度はあまり高くはなく、知っている制度としてハローワーク、ひとり親家庭への医療費助成、児童扶養手当、保育所、学童保育などがあげられたのみである。

2) 父子家庭へのサービス展開

ただ、児童扶養手当をはじめとして、母子家庭が利用できるサービスについて、父子家庭も同様に利用できないという点が問題である、この点について、父子家庭も母子家庭と同様のサービスを利用できるように要望する意見が、2例ともに聞かれた。特に所得保障について、「他県では父子でも手当が出ている場合もあると聞いているが、御坊市

ではそのことは考慮されないのか」【L】、「児童扶養手当については、母子・父子で受給に差をつけるのではなく、母子・父子関係なくひとり親家庭ということで所得で受給の有無を図るべきでないか」【M】という意見も聞かれた。

この意味、児童扶養手当については、国の施策の不備をそのままにせず、むしろ御坊市が真に子育て支援の充実を検討するならば、独自の手当の創設などを考えてもいいかと思われる。他の福祉サービスについても、できる限り、母子と父子で差異のないサービス展開がなされることが理想である。

④養育費

養育費については、相手方に経済的余裕がなく、自身のほうが収入もあるため取り決め をしていないということであった。父子家庭の場合、このような状況が多いであろう。

5. まとめ

以上、御坊市における母子家庭および父子家庭の聞き取り調査の結果と課題を示した。 和歌山県内の一地域の現状であるので、他と比較した際にどのような独自性や個性が明ら かになるかということも論点となろうが、現段階では主に母子家庭の聞き取り調査からみ られた課題の指摘のみにとどめておく。

まず、生活状況についてであるが、全国調査の数値と同様に、母子家庭の聞き取り調査においても経済状況はかなり厳しいことが明らかになった。児童扶養手当なしではやっていけない非正規労働世帯もみられ、拙速な児童扶養手当の削減策は、この意味で母子家庭の経済状況にかなりの打撃を与えると考えられる。

住まいや近所づきあいという点では、ややこの地域の独自性がみられる。御坊市は、比較的、市営住宅の運営に熱心な街であるのであるが、市営住宅の母子世帯枠の優先入居制度を設けていないために、結果として市営住宅に入居できなかったという世帯もみられた。母子寡婦福祉法では、公営住宅の優先入居の配慮という項目も示されているものの、和歌山県内や他府県地域を見てもその運用方法はさまざまであり、母子家庭に対して優先入居枠を設けている自治体もあれば、抽選回数を多くするのみという自治体もある¹⁴。母子家庭の支援策としてどのようなものがもっとも有効であるかを検討する必要があろう。また近所づきあいをほとんどしていない、ないしは町内会に加入していないという世帯もみられた。御坊市では、市報の配布は町内会に依存しており、これに加入してないとなると、母子家庭の支援策としての福祉や就労支援策の概要は、ほとんどこれらの世帯に周知されな

¹⁴保育所の優先入所についても、自治体により実施方法が異なり、地域間格差がかなり大きいといえる。このような地域間格差については、金川〔2007〕参照のこと。

いことになる。多様なチャンネルでの母子家庭の支援策への周知が必要であろう。なお、 福祉サービスについては一般的に認知度が低く、福祉事務所の窓口に行ってもパンフレッ トがおいてあるだけで、説明などがほとんどないという意見も聞かれた。

就労についてであるが、全国調査の各種支援の数値が低調なのと同様、聞き取り調査でも公的就労策がほとんど認知されず、そのため利用されていないという点が明らかになった。聞き取り調査で支援内容を話すと、利用したいと答える母子家庭の母が多かったものの、それがうまく利用につながっていないのはなぜか、検討の必要があろう。「手続きが煩雑なのでは」「要件にあわないから無理なのでは」と母子家庭の母が考えてしまい利用につながらないということもあろうが、窓口で使おうと思って申し込みに行ったのに断られたという事実も聞き取り調査からみられたのである。

また就労・福祉サービスの利用については、御坊市という街が県庁所在地である和歌山市から遠いという点も問題となった。生活支援策である、トワイライトサービスやショートステイは、該当する施設が和歌山市にしかないので実際制度があっても利用することができない。母子家庭等就労・自立支援センターについても同様である。社会資源が都市部に集中しているため、制度が名ばかりのものになっているという事実から目をそむけてはならない。小規模の街における福祉と就労支援のあり方についてのモデルケースの検討・確立が今後必要であるといえよう。

養育費についても、民事執行法の改正により強制履行が可能になった点がしばしば指摘されるものの、聞き取り調査からは「そもそも相手方に養育費を払う資産能力がない」ないしは「もう会いたくない、関わりをもちたくない」という意見が多く聞かれた。養育費の確保はもちろん必要であるが、離婚によりひとり親になった母親に、自助努力により強制履行を行いなさいというのは困難であるといわざるを得ない。養育費の履行確保に向けた公的仕組みが検討されるべきであろう。

【付記】

聞き取り調査にあたり、ご多忙のなか、調査に快く応じてくださったお母様方・お父様 方に深く感謝申し上げます。なお、御坊市をはじめ関係各所には調査の趣旨をご理解いた だき、さまざまな点でご協力をいただいたことについてもお礼を申し上げます。

なお本稿は、本稿は、平成20年度和歌山大学経済研究所「和歌山県地域に関する研究」 助成金のほか、平成21年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B))「母子自立支援プログラムの自治体間比較に関する横断的研究」(課題番号:21730447)の助成を受けた研究成果の一部である。

【参考文献等】

青木紀編〔2003〕『現代日本の「見えない貧困」 生活保護受給母子世帯の現実』

秋元美世〔2006〕「生活保護における「補足性の原理」再考-福祉の欠如と個人責任をめぐって」(『週刊社会保障』2382号、法研)。

岩田正美〔2000〕『ホームレス/現代社会/福祉国家』明石書店。

堅田香緒里・山森亮〔2006〕「分類の拒否『自立支援』ではなくベーシック・インカムを」(『現代思想』34巻14号)。

金川めぐみ〔2007〕「母子自立支援施策の現状と課題」(『週刊社会保障』2460号、法研)。

金川めぐみ〔2008〕「社会保障における排除と包摂 ホームレス自立支援施策からみるその過程」(大曽根寛・金川めぐみ・森田慎二郎編『社会保障法のプロブレティーク』法律文化社)。

菊池馨実〔2001〕『社会保障の法理念』有斐閣。

菊池馨実編〔2007〕『自立支援と社会保障』日本加除出版。

厚生労働省〔2008〕「平成19年度 母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/08/index.html

後藤玲子〔2006〕「自立の社会的基盤と公的扶助」(『賃金と社会保障』1426号、旬報社)。

財団法人家計経済研究所編〔1999〕『ワンペアレント・ファミリー(離別母子世帯)に関する6カ 国調査』大蔵省印刷局。

庄司洋子〔2003〕『ひとり親家族の自立支援施策のあり方に関する実証的研究』平成15年度厚 生労働省科学研究費補助事情報告書。

丹波史紀〔2004〕「わが国におけるひとり親家庭へのワークフェア政策の動向と課題」『総合社会福祉研究』第25号。

東京都板橋区・首都大学東京編〔2007〕『生活保護自立支援プログラムの構築』ぎょうせい。

中囿桐代〔2006〕「生活保護受給母子世帯と「自立」支援」(『賃金と社会保障』1426号、旬報社)。

日本社会保障法学会編〔2007〕『「自立」を問う社会保障の将来像』法律文化社。

日本労働研究機構〔2003〕『母子世帯の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構報告 書。

長沼建一郎〔2007〕「自立「支援」のための政策手法の検討」(菊池 馨実編『自立支援と社会保障』日本加除出版、97-119頁)。

布川日佐史編〔2006〕『生活保護自立支援プログラムの活用①策定と援助』山吹書店。

藤原千沙〔2003〕「児童手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』第44号。

麦倉哲著・ふるさとの会編〔2006〕『ホームレス自立支援システムの研究』第一書林。

山崎克明ほか〔2006〕『ホームレス自立支援』明石書店。

湯澤直美〔2005〕「ひとり親家族政策とワークフェア:日本における制度改革の特徴と課題」 『社会政策学会誌』第13号。